

## 会議録

会議の名称	令和6年度 第2回 西東京市地域自立支援協議会
開催日時	令和7年2月26日（水曜日）午後6時30分から午後8時00分まで
開催場所	田無庁舎5階 502・503会議室
出席者	綿祐二委員、根本尚之委員、平雅夫委員、原綾子委員、佐藤千晴委員、田中めゆ委員、高橋加寿子委員、麓良久委員、野口紳一郎委員 （オブザーバー）障害者総合支援センターフレンドリー 山田センター長 基幹相談支援センターえぽっく 原埜施設長、中村相談員、 （欠席者）山田幸樹委員、篠原正樹委員、渡辺真也委員、緑野健司委員、天宮真依子委員、佐藤美穂委員
議題	1 報告 地域生活支援事業におけるサービスの見直しについて 2 協議 移動に関する支援について 3 その他報告
会議資料の名称	資料1 地域生活支援事業の見直し 資料2 地域生活支援事業サービス内容の見直し及び加算項目の設定等について 資料3 地域生活支援事業における報酬単価・利用者負担の見直しについて 資料4 移動に関する支援について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
傍聴なし	
1 議題1 報告 地域生活支援事業におけるサービスの見直しについて 事務局より、資料1～3を説明	
【質疑応答】	
○発言者：委員 移動支援における加算で、新しくグループ支援加算や早朝・夜間利用加算が新設されるが、改めて今回の見直しにおける狙いとどの様なニーズがあったのか確認したい。	
○事務局 市民の方々が利用しやすい、または使いやすさを向上したいという狙いがある。グループ支援の背景として、特性を把握出来ている利用者に対して、1人の職員で複数人の支援を行える様な状態があるものの、現在は1対1での支援のみであり、人員が多くかかってしまう現状がある。それにより利用者数全体が制限され、利用したくても利用できないという声が上がっていることもあり、その制限を改善するものである。一方で支援の質・安全性を担保するためにグループ支援の活用は減算を与える仕組みとし、その様なリスクに抑制を与える。事業者側がより柔軟に利用者ニーズに応えられる様な仕組みを構築する考え。 また早朝・夜間利用加算の背景には、通学時の利用ニーズが多い中、職員の勤務時間	

等をふまえると、事業者側は人員確保の点で難しい領域がある。単価数を見直し、本加算を導入することで、事業者側の時給UPなどによる運営改善と利用者側のニーズに応じていくという考え。

日中一時支援の利用前後からの移動の際にも使用できるイメージも含んでいる。

○発言者：委員

通所における利用は認められない規則か。

○事務局

通所の際にも利用可能。また生活介護利用者や就労継続支援利用者も使用可能。

○発言者：委員

市内に日中一時支援の事業所はいくつあるか。

○事務局

市内には10か所前後になる。

○発言者：委員

日中一時支援の加算追加には、就労継続支援B型の利用者のその後の居場所というイメージで良いか。また現時点で夕方以降も利用できる事業所はあるか。

○事務局

そのイメージであるが、現在利用できる事業所は少ない。

○発言者：委員

今回の制度改正に伴って、取り扱う事業所数を増やしていきたいという目的か。また、事前に今回の改定目的や方針を市内の事業所に伝え、市の狙い通りに事業を展開していく改善を見込めているか。

○事務局

実際は、人材確保が早々には難しく、改定があればすぐにその通りに必ずやれるというお話はないが、改定があれば、可能性が十分高まるという声はいただいている。

○発言者：委員

以前、移動支援の制度改定を行った際、狙い通りの結果は得られなかったと記憶している。二の舞にならないと良いと考えているが、事業所がやる気になるためにはどういったものが必要か深掘して、展開していきたい。ここまで検討した内容を、事業者が取り組んでくれる目論見はあるか。

○事務局

人材確保が大変厳しい状況の中、そして経費が多くかかる中、まずは単価引き上げによる事業者環境の改善を考えている。また、人材確保の観点では、市が関わる形で就職への支援を試みており、社会福祉協議会とも連携し、就職イベントの開催や求職中の方への事業者紹介なども行っている。

○発言者：委員

委員の中にも事業者の方がいるので、ぜひご意見いただきたい。

○発言者：委員

日中一時支援の日中活動のところはとてもニーズがあると感じている。一方で、職員は、1日8時間労働が基本となる中で、+αの部分のために人を雇うのか、それとも勤務時間が変則的になってしまうのかが問題となる。またこの点におけるニーズが強いのは、重度の方も多いと思われるので、人を増やした場合に支援の品質を下げずに保てるのが懸念される。なので、今いる人員で対応するとすると、今回の加算追加は非常にありがたいと感じている。

○発言者：会長

人員を増やしたくても増やせない状況で、グループ支援加算の新設は、今後かなり多く利用されるのではないかと思う。ただ、職員1人が複数人を支援するという大変さがあるにも関わらず、減算されるものとなると、事業者側の運営状況も踏まえて積極的にはならないのか、もしくは利用者ニーズへ応える部分で利用するのか、取扱いとしては、色々とバランスを取らなくてはならないと考えている。

○発言者：委員

活動の中で、子供を預かることや移動の支援をすることがあるが、支援の形態が支援員2人に対して利用者1人という状況は今回対象になっているか。

○事務局

現在でもそのような要望がある場合、個別に相談いただいている。または、大人であれば、福祉サービスの行動援護の利用が望ましい状態像である。

○発言者：委員

制度改定から1年後に、事業者がどれだけ増えたのか、または事業者側の声を聞きたい。委員としても事業者数の拡大は必要と考えているので、情報共有をしてほしい。

○発言者：会長

今回は制度改定の報告になるため、私も含め、ぜひ利用者側やご家族から実際使ってみての意見を集めてほしい。令和7年7月から開始するので、周知もご協力をお願いしたい。

## 2 議題2 協議 移動に関する支援について 事務局より、資料4を説明

### 【質疑応答】

○発言者：会長

本日欠席の委員からも事前に意見をもらっており、精神障害の方の移動には、通院のためにタクシーを利用する人が多いと思われる。今は対象外になっているので、検討してみても良いと感じたとのこと。

○発言者：委員

以前、ハンディキャブ・けやき号に、自分が所属する団体で利用しようと連絡をしたところ、団体利用が出来ないと言われた。1つの原因として、コロナ禍であると感じているが、もう少し団体利用の方法を検討してほしい観点と、利用予約において、使用する書類の書式に気になる点がある。

○事務局

1点目の団体利用の検討については、利用者様側のご意見として受け止め、今後の委員皆様との協議で是非とも一緒に議論・検討させていただきたい。

2点目の書式については、先ほど書式そのものの写しをいただいたので、運用のところは委託業者へ確認および対応する。

○発言者：会長

けやき号は、何人くらい乗れるもので、車両自体は何台確保しているか。またどのくらいの利用率なのか伺いたい。

○事務局

車両の仕様としては、10人乗りのものだが、車いす利用者が搭乗すると2名まで乗れる。車両自体の確保は3台。平日は通院で利用する人が多く、予約が取りづらい。その為、急遽利用したい場合に对应されない場合が多い。令和5年度の平日稼働率は、90%以上になる。土日は55%前後なので、比較的予約が取りやすい。

○発言者：会長

平日の普段使いの利用が多いとのことだが、週末のお出かけなどでの利用は多くないということか。

○事務局

週末利用は、以前8割9割だったが、コロナ禍以降、週末の利用率は減少したまま、回復していない状態である。

精神障害保健福祉手帳をお持ちの方に対して移動の支援が少ないとのご意見があるが、1点補足したい。

最近まで鉄道（JR）は、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方への割引等がなかった。その中で一部、令和6年度から私鉄が割引等を開始していることがあり、令和7年4月から、鉄道（JR）も開始する段階である。

また、身体手帳および愛の手帳には移動に対する支援の必要性を判断するために、第一種もしくは第二種という制度を設けているが、精神障害者保健福祉手帳には移動に関する支援は不要であるという考え方により、その種別が無かったという現状がある。

令和6年10月から精神障害保健福祉手帳にも予め旅客運賃の割引区分を設けており、制度が徐々に変わってきている最中である。東京都でも市でも公費助成制度がまだ追いついていない部分がある点、ご承知をいただきたい。

○発言者：委員

助成の中にも、国や都のものは何%割引というものが多いが、それ以外は上限までの定額支給がある。近年のガソリン代高騰や物価上昇をふまえると、定額制の支給よりかは10%割引や30%割引などの方が良いのではと感じた。

○発言者：委員

その通りだと思う。

以前、住んでいたところでの自動車燃料費助成は、上限あるの定額支給ではなく、給油量で上限が決まっていたので、情報として共有する。

### 3 議題3 その他報告

事務局より、就労支援部会の設置について報告

#### 【質疑応答】

○発言者：委員

議題ではないが、障害者も障害児も、福祉サービスを利用するにあたり、支援計画を策定していると思う。この数が足りているのかどうか、気になっているので、不足しているのであれば、充実させていかなければならないと感じている。介護保険の場合には、ケアマネージャーが付いていて、個別支援計画を策定し、日ごろ支援をしているが、福祉サービスにおいては、相談支援制度は行き届いていないように感じる。

○発言者：会長

計画相談のこととなると、東京都で管理しているものと、市で申請受付していると思うが、実際の事業所数だと足りているのか。

○事務局

現在、福祉サービスを用される場合には、専門的な視点で相談の出来る計画相談支援事業所をご利用いただくことをお願いしているが、なかなか引き受ける側の事業所が見つからず、苦勞していると聞くことがある。

障害児においては、最近いくつか開設したが、そもそも事業所数も少ないので、まだまだセルフプランが多い。障害児通所事業所としての開設相談を受けた際には、同時に計画相談支援事業所としての登録も依頼している。いくつか開設してくれたところもあるが、なかなか結び付いていないのが現状である。

○発言者：委員

通所事業所と計画相談支援事業所を両方開始する場合、法人を2つに分けないといけないことが事務負担を増やすことになり、開設が進まない要因の1つだと思う。

○事務局

国の制度なので、難しいところがあるが、市は計画相談支援事業所の数を増やしたいとお願いしているところである。中でも障害児の方に計画相談支援を利用させていただくよう、利用者側へお願いしているものの、障害者と障害児で利用率が全く違う。

昨年度策定した障害福祉計画の中でも資料提示しているが、セルフプランの割合が障

害者は約2.5%、一方で障害児は約65%という状況である。障害福祉計画の策定以降、障害児向けの計画相談支援事業所もいくつか開設してきている。

今後、また次の障害福祉計画・障害児福祉計画の策定部会も来年度設置されるので、そこでも引き続き協議および検討出来たらと考えている。

○発言者：会長

計画相談支援事業所の相談員1人あたり、1か月平均40件を上限とするという国の決まりが出来ている。また単価も低いため、なかなか事業所としては売上が上がるものではない。事業所が参画しづらい環境になっている。

単価もなかなか上がらない、相談員としては資格取得および更新も必要になってくる。そのような状況下で新たに人を雇えるかどうかというとなかなか難しい故、計画相談支援事業所を取り巻く環境が難しい状態であると思う。

国の制度ではあるところも含めて、検討していく必要がある領域であると思う。

以上で、第2回西東京市地域自立支援協議会を終わります。

閉会